

長野市監査委員告示第20号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年12月28日

長野市監査委員	増山幸一
同	轟光昌
同	寺澤和男
同	小林秀子

措置の通知書

平成 23 年度 随時監査（工事監査・前期）（23 監査第 60 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 計画及び設計について 施設の改築等の計画及び設計に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>篠ノ井公民館塩崎分館改築建築主体工事において、市道との出入口約 2 m 手前で歩行者用通路が終り、それに併せて視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の施工も終了している状態となっていた。</p> <p>また、同出入口の市道後退部分について、平成 23 年 4 月 1 日の開館以後も未舗装となっていた。</p> <p>最初に、視覚障害者誘導用ブロックに関して、担当課に確認したところ、当分館利用者の自動車と、視覚障害者との接触や巻き込みを避けるための安全に配慮したことによるものとの説明であったが、平成 18 年度施行「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、その他関連する条例及びバリアフリー化基準により、出入口及び主要施設付近から警告用点字ブロック（警告を促す点状ブロック）までの長さは、特別な事情を除き 30 cm 以内とされていることから、現状（市道と歩行者用通路との距離約 2 m）とかけ離れている状況であった。</p> <p>また、市道の未舗装に関しても、地元から看板を設置したいとの要望を受け、開館までに舗装が間に合わなかったとの説明であったが、舗装の実施時期については、6 月から 7 月での実施予定が 8 月中旬となるなど、速やかな対応に欠けていた。</p> <p>以上のことから、当該分館の改築工事に当たり、事業の目的であるバリアフリーの施設づくりにおいて、一部配慮の余地があった。</p> <p>今後、敷地内での点字ブロックの設置に当たっては、自動車の軌跡を想定した上で、安全な歩行者導線を確保するとともに、法律やガイドライン等に基づく設置となるよう努力されたい。</p> <p>また、設計段階から事業担当課及び設計担当課間で連携を深めるとともに、本体施設部分のみならず、外構工事など附帯施設部分の基準等についても十分照査するよう努められたい。</p> <p>併せて、公民館の施設管理者（事業担当課）は、施設に隣接する道路等の状況調査を行い、</p>	<p>バリアフリー新法及び長野県福祉のまちづくり条例の設計マニュアル（解説）では、道路法でいう道路の歩道から敷地内通路への安全な導入方法についての明示のみであり、本件のように道路に歩道も視覚障害者用床材も設置されておらず敷地の接道幅も狭い状況における、車路と分離した敷地内通路への導入方法については、考え方や判断が分かれる。</p> <p>当該施設では、計画・設計段階で、敷地内通路の視覚障害者用床材について、車路に近接する部分や車路を横断する部分に注意喚起用床材を敷設する基準（努力目標）に照らし検討を行っており、進入車両と視覚障害者との接触や巻き込みを避けるために、視覚障害者の安全確保を第一に考えた結果として、道路との間に空地を設けて注意喚起用床材を設置したものである。</p> <p>ご指摘の離隔距離 30cm 以内とは、道路に注意喚起用床材を設置する場合の基準であり、建築物及びその敷地についての具体的な数値及び基準はない。また、自動車の軌跡を想定し、敷地内通路と道路との接点に隅切りを設けるとしても、その先の安全性は確保されず問題の解決にはならない。したがって、現状の接道状況では、安全な空地を確保することが重要である。</p> <p>今後も、様々な建築物の敷地形態及び接道状況に応じて配置方法を検討し、各種基準等を照査・精査を行い適宜判断したうえで、利便性や安全を確保したわかりやすい注意喚起用床材の敷設に努めてまいりたい。</p> <p>市道の未舗装については、地元からの未舗装部分への案内看板設置要望を受け、監理課へ必要な手続きをとり、5 月 10 日に設置が完了した。</p> <p>その後舗装について 6 月から 7 月中の実施を目処に市道の所管課へ依頼したが、施工方法の調整等に不測の日数を要し、結果的に早期に舗装することができなかった。</p> <p>今後は、所管外敷地、施設に隣接する道路そ</p>

措置の通知書

平成 23 年度 随時監査（工事監査・前期）（23 監査第 60 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>あらかじめ公共施設管理者と施工区分及び管理区分について調整を図り、施設利用者に十分配慮した施設整備に努められたい。 (生涯学習課・建築課)</p> <p>2 施工について 竣工図書が不正確であったもの (報告書 3 ページ)</p> <p>現場実査を行ったところ、排水機場維持管理事業機内舗装工事の竣工図書の内、舗装出来型展開図と現場表示とが整合しない状況が見受けられた。</p> <p>これは、設計数値に対する出来高数値は条件を満たしていたものの、施工事業者が出来高数量を現場へ詳細表示（墨入れ）しなかったこと、加えて竣工検査において、職員による十分な現場検査がなされていなかったことによるものであった。</p> <p>請負契約金額 100 万円未満の工事については、事業担当課において入札から竣工検査まで一連の事務処理を行っていることから、執行体制の充実がより求められている。</p> <p>当該事例のように、設計、施工監理及び引受検査をすべて同一事業担当課が行っている場合について、現在でも竣工検査には主務者以外の職員が当たっているものの、さらに課内の他担当職員が竣工検査等にあたることのできるよう柔軟な職員配置に努め、複数の職員によるチェック体制の強化及び十分な内容の精査に一層努められたい。 (農業土木課)</p>	<p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>の他構造物を含めたより詳細な状況調査を実施し、改築後に想定される問題点や利用状況の変化などを把握・検討したうえで必要な調整を図り、速やかな施設整備に努めてまいりたい。 (生涯学習課・建築課)</p> <p>100 万円未満の工事については、竣工図書のとおりに竣工しているか監督員が必ず現場を確認するとともに、竣工検査は原則として担当係長が行うが、12 月以降は課長補佐以上が抽出検査を行うことで、チェック体制の強化を図っている。</p> <p>このように複数の職員の視点でチェックする新たな竣工検査体制を課内会議で職員に周知徹底し、実施した。 (農業土木課)</p>

措置の通知書

平成 23 年度 随時監査（工事監査・前期）(23 監査第 60 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 その他</p> <p>小規模工事での工事名に関し注意すべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>契約金額 50 万円以下の工事（以下「小規模工事」という。）において、工事名が「○○○地区△△復旧その 1 工事」～「○○○地区△△復旧その 4 工事」又は「□□□地区▽▽改良（改修）工事その 1」～「□□□地区▽▽改良（改修）工事その 3」などの事例が散見された。</p> <p>これは、平成 22 年 7 月の豪雨災害などにより被災箇所が多数発生したことから、事業担当課において調査箇所番号を工事名として付したことによるものであった。</p> <p>小規模工事は、各担当課などに設けられた業者選定委員会で、請負事業者を選定することにより入札が不要となるなど事務処理の軽減が図られることから、災害復旧等の緊急工事などに有効な契約方法である。</p> <p>しかしながら、当該事例のように安易に番号順の工事名を付すことは、工事内容や工事場所等を容易に把握することができないだけでなく、工事の目的や必要性を欠くこととなり、小規模工事の透明性や公平性が担保されたものとなっていない。</p> <p>今後は、分割発注などを疑われるような表記は避け、工事名、工事場所、路線名及び工事内容などが明確に分かるようにされたい。</p> <p>例：「□□□地区▽▽改良（改修）工事その 3」・・・・・・・・・・誤 「農道○○号線（□□□地区××区間改良（改修）工事）」・・・・・・・・正</p> <p>(農業土木課・信州新町支所)</p>	<p>今後、工事名を付ける場合は、安易に番号順の工事名を付すことはせず、工事名、工事場所、路線名及び工事内容などが明確にわかるような地区名や施設名称等を詳細に記すことを、課内会議により職員に周知徹底し、実施した。</p> <p>(農業土木課)</p> <p>小規模工事の工事名については、今回の指摘後所属内会議を開催し、平成 23 年 7 月以降の発注工事より、地区や施工区間が特定可能な表記とするようにし、併せて工事内容についても業者選定段階で具体的表記に努めるよう各担当職員へ周知した。</p> <p>また、指名事業者選定委員会においても、選定委員会職員へ周知を図り、必要な場合は修正等を担当職員へ指導するよう対策を実施した。</p> <p>(信州新町支所)</p>